

申請  
【2月～3月】

【申請書の提出】

- ・ 地域協議会の設立
- ・ 申請書類一式を記入・作成の上、観光庁の担当者まで送付

## 選定結果通知 【3月】

オリエンテーション参加  
【4月】

【オリエンテーション参加・担当する制作会社とのマッチング】

- ・ **オリエンテーションに参加(3月下旬～4月頃に案内予定)**
- ・ 今後の詳しいスケジュールや提出物、業務フロー等の事業説明を受講

事前ミーティング  
【5月～6月】

【事前ミーティング】

- ・ **地域協議会と担当制作会社が取材前のミーティング**を実施。
- ・ **整備対象や事業計画について確認・見直し**を行い、方針を決定する。
- ・ 取材日の決定

現地取材  
【6～8月頃】

【現地取材】

- ・ 専門人材(解説文作成者等)とともに、解説文整備を行う予定の観光資源を現地取材
- ・ 取材結果を踏まえ、外国人にとって必要とされる整備対象の精査を行い、整備対象一覧(作成する解説文)を確定

解説文作成・ファクトチェック等  
【7～10月頃】

【解説文作成・ファクトチェック等】

- ・ 専門人材(解説文作成者等)が作成した解説文に事実誤認がないか、**地域協議会及び地域協議会が推薦する内容監修者が解説文のチェック**を行う。(英語解説文及びその解説文の日本語訳において確認を行う。)
- ・ スタイルチェッカーによるスタイルチェック等

## 分かりやすい多言語解説整備推進委員会部会にて解説文の承認(一部地域)

修正・納品  
【10～1月頃】

【修正・納品】

- ・ 推進委員会にて出た意見を修正反映
- ・ 地域に解説文を納品

媒体整備

【媒体整備】

- ・ 納品した解説文を利用して媒体整備を実施

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、上記スケジュールから変動する可能性があります。